

●●可児市国民健康保険税のよくあるご質問●●

Q1 国保に加入していないのに納税通知書が届いたのですが？

A.以下の要因が考えられます。

①同じ世帯に国保加入者がいる

保険税は世帯主が納税義務者となります。また、住民税などのように個人への課税ではなく、世帯ごとの課税となります。そのため、世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員が加入していると、世帯主宛てに通知書等が届きます。

なお、実際に加入している人の名前は、納税通知書に記載されています。

②他の健康保険への切り換え手続きが済んでいない

職場の健康保険など国保以外の保険に加入した場合は、市役所国保年金課で切り換えの手続きが必要です。

③過去の加入期間分の通知である

6月から今年度の保険税のお支払いが始まるため、現在国保に加入していなくても、これまでの加入期間に応じて納税いただくことになります。

Q2 税額が昨年度より高いのはなぜですか？

A.主に以下の要因が考えられます。

①昨年の所得が増えた

所得割額は昨年（1月～12月）の所得に応じて計算されます。
一昨年に比べて昨年の所得が増えている場合、所得割額が高くなる場合があります。

②所得の申告がされていない

低所得世帯の負担を軽減するために、一定の所得を下回る場合は、均等割と平等割のそれぞれを2割・5割・7割と段階的に軽減しています。この軽減制度の適用は、昨年の所得から判定しますが、確定申告や市県民税申告等がされておらず、所得のわからない方が世帯の中に一人でもいると、軽減の判定がされません。収入が所得税等の対象とならない遺族年金・障害年金・失業手当のみの場合や、無収入の場合も、申告を行ってください。

③加入者が増えた

④同じ世帯に75歳以上の後期高齢者医療制度加入者がいて、後期高齢者医療制度への経過措置軽減制度の適用期限が終了した（または軽減割合が減った）

⑤税率等の改定が影響した

Q3 今年度 40 歳になります。保険税（介護保険分）はどうなりますか？

A.40 歳となった月から介護保険分の納付が始まります。誕生日～翌年3月までの月数分の介護分の増額について、誕生日の翌月に納税通知書にてお知らせします。

なお、4月・5月生まれの方の介護分は予め算定しています。

Q4 今年度 65 歳になります。保険税（介護保険分）はどうなりますか？

A.65 歳となった月から介護保険分は別に納めていただきます。65 歳になる前月までの介護分は、国保の保険税として年度末までの納期に分けて予め算定しています。

Q5 今年度 75 歳になります。保険税はどうなりますか？

A.75 歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行していただくことになります。

保険税額は、4月～誕生日の前月までの月数分で予め算定しています。

【例】世帯主（9月で75歳）、配偶者（72歳）の二人世帯の場合

→世帯主の8月までの5か月分と配偶者の12か月分で年税額を計算し、10回の納期でならした期別税額となります。9月から税額が大きく減額となる訳ではありません。

Q6 なぜ、保険税が年金から天引きされるのですか？

A.保険税の特別徴収（年金天引き）の仕組みは、国において創設されたもので、地方税法及び可児市国民健康保険税条例に基づき、平成20年度分から特別徴収（年金天引き）を開始しています。

特別徴収（年金天引き）により、金融機関等でお支払いいただく手間を省き、保険税を確実に納めていただくことができます。

また、保険税の徴収に係る経費（納付書や口座振替によるご納付に係る手数料を、市から金融機関等に支払っています）も省くことができます。

Q7 年金天引きではなく、現金（納付書）で支払いたいのですが？

A. 地方税法施行令により、「特別徴収（年金天引き）を中止できるのは口座振替に変更された場合（※）」とされていて、市の裁量で現金納付を認めることはできません。

ご理解をお願いします。

※特別徴収（年金天引き）から口座振替に変更する場合、次の手続きが必要です。

（保険税を滞納している方は、変更できません。）

① 口座振替の登録（金融機関にて手続き）…既に口座登録済みの方は不要です。

② 「納付方法変更申出書」のご提出（国保年金課へ提出）

（市役所国保年金課までご連絡いただければ、上記の書類を送付します。）

◆お手続きいただいた3～4か月後の天引きが中止となります。

◆10月から新たに特別徴収（年金天引き）の対象となる方は、7月末日までにお手続きいただければ、10月から天引き中止となります。

詳しくは、市役所国保年金課 保険課税係へお問い合わせください。

(0574-62-1111 内線 3126～3128)